

平成 25 年 6 月
総務省

衆議院小選挙区の区割り改定法の概要

- 1 「緊急是正法」の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会からの勧告（平成 25 年 3 月 28 日）に基づき、公職選挙法別表第 1 を改正し、衆議院小選挙区選出議員の選挙区（17 都県 42 選挙区）の改定を行う。
- 2 公職選挙法の改正規定（区割り規定等）は、この法律の公布の日（平成 25 年 6 月 28 日）から起算して 1 月を経過した日（平成 25 年 7 月 28 日）から施行し、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。

※法律の正式名称：「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 68 号）」

※「緊急是正法」：「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 95 号）」

※緊急是正法附則第 4 条第 4 項（区割り改定法による改正前：附則第 3 条第 4 項）
：「政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会設置法第 2 条の規定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」